

上水道訓令甲第2号

長浜水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

長浜水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第11号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「、または疾病にかかったその子の世話を行う」を「、もしくは疫病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして企業長が定めるその子の世話もしくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして企業長が定める事由に伴うその子の世話を行うことまたはその子の教育もしくは保育に係る行事のうち企業長が定めるものへの参加をする」に改める。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。